

柏市猫の不妊去勢手術助成金交付要綱

制定 平成20年 3月24日

施行 平成20年 4月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、市内で飼い主のいない猫を適正に管理する活動（以下「地域猫活動」という。）を行う個人または団体に対し、不妊去勢手術並びに手術と同時実施した抗生剤投与、ワクチン接種及びダニノミ駆除（以下、「地域猫の不妊去勢手術等」という。）に対する助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、無秩序な繁殖の制限を図り、もって人と動物の共生の実現に資することを目的とする。

2 助成金の交付に関しては、柏市助成金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。

(2) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、その地域に住む人たちの合意の下に、適正に管理されている猫をいう。

(対象)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、予め柏市に地域猫活動登録申請をし、市長による登録の承認を受けた個人または団体で、団体の構成員は別世帯の成人3名以上とする。また、個人または団体の代表者は、市内に在住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者とする。なお、団体の構成員は市内に在住または在勤する者であること。

2 助成金の交付の対象となる地域猫は、他の助成金制度の対象と重複しないこととする。

3 助成金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は地域猫の不妊去勢手術等とし，助成金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は対象事業に要する経費とする。
（助成金の額）

第4条 助成金の額は，別表のとおりとする。
（申請書記載事項）

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は，次の各号に定めるものとする。

- (1) 猫の性別
- (2) 猫の種類
- (3) 猫の毛色
- (4) その他当該猫の特徴となるべき事項
- (5) 管理番号
- (6) 捕獲地区
- (7) 対象事業の実施年月日
- (8) 対象事業の実施動物病院及び担当獣医師署名

（申請書添付書類）

第6条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は，動物病院の領収書（対象者を宛名人とするものであって，実施年月日並びに対象事業の項目及び対象経費の金額の記載のあるものに限る。）及び手術実施後の猫の写真画像（耳カット等の施術が確認できるもの）とする。

（申請書提出期間）

第7条 申請書の提出期間は当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間とする。

（標準処理期間）

第8条 申請書の提出から助成金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は，14日とする。

（交付の条件）

第9条 規則第4条第6号に規定する市長が必要と認める事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 対象者は，対象事業を行った猫に対して，対象事業実施後も地域猫として適正な管理を行うこと。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 7月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表（第4条）

対象者	対象事業	対象経費	助成金の額	限度額
-----	------	------	-------	-----

<p>地域猫活動登録をした個人，または団体</p>	<p>地域猫の不妊去勢手術等</p>	<p>地域猫の不妊去勢手術並びに手術と同時に実施した抗生剤投与，ワクチン接種及びダニノミ駆除に要する費用</p>	<p>対象経費（限度額は右記のとおり）</p>	<p>雌の場合にあつては，24,000円以内 雄の場合にあつては，18,000円以内</p>
---------------------------	--------------------	--	-------------------------	--